

立 候 補

○立候補の要件

各選挙の被選挙権を有する人は、それぞれの選挙に立候補することができます。

○立候補届出期間

立候補の届出期間は、各選挙の公示日又は告示日の午前8時30分から午後5時までの間です。

届出の場所は、各選挙によって異なりますので、その都度、選挙事務執行管理機関にお問い合わせください。

○立候補予定者説明会

それぞれの選挙事務執行管理機関が行います。

ちなみに、本市の市長選挙及び市議会議員選挙については、事前にチラシや広報、ホームページ等によりお知らせする予定です。

なお、立候補届出関係書類の配布や記載方法なども、その時に説明する予定です。

○供託

立候補の届出には、町村の議会議員選挙以外のすべての選挙で供託が必要となります。

この供託は、候補者や政党の得票数が、規定された数に達しなかった場合や候補者が立候補を辞退した場合に、没収されることになります。

選挙の種類	供託額	供託物が没収される得票数またはその没収額
衆議院小選挙区選挙	300万円	有効得票数×1/10未満
衆議院比例代表選挙	候補者1名につき600万円	没収額=供託金-(300万円×重複立候補のうち小選挙区の当選者数+600万円×比例代表の当選者数×2)
参議院選挙区選挙	300万円	有効得票数÷その選挙区の議員定数×1/8未満
参議院比例代表選挙	候補者1名につき600万円	没収額=供託額-600万円×比例代表の当選者数×2
県知事選挙	300万円	有効得票数×1/10未満
県議会議員選挙	60万円	有効得票数÷その選挙区の議員定数×1/10未満
市長選挙	100万円	有効得票数×1/10未満
市議会議員選挙	30万円	有効得票数÷その選挙区の議員定数×1/10未満

※衆議院比例代表選挙については、衆議院小選挙区選挙と重複立候補が認められており、重複立候補の場合、衆議院比例代表選挙の供託額は、候補者1名につき300万円となります。